

1 『ごみ中間処理施設整備事業』の概要

事業の目的

厚木市環境センターは、昭和63年から約30年間稼働しているため老朽化しており、施設の建替えが必要な状況となっています。

本事業は、厚木愛甲環境施設組合が、厚木市、愛川町及び清川村の一般廃棄物（家庭ごみ等）の共同処理を行うため、広域的なごみ処理施設を整備するものであり、ごみの適正処理や循環型社会形成に寄与することを目的とします。

また、大規模災害発生時にも稼働停止することなく、電力や熱を利用した地域住民の避難所としての機能を持たせるとともに、地域の復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物を円滑に処理する災害廃棄物一時保管場所の機能を備えた地域の防災拠点となる施設とします。

ごみ中間処理施設の整備概要について

土地利用計画図



事業の概要

- 【事業者】 厚木愛甲環境施設組合（構成市町村：厚木市、愛川町、清川村）
- 【場所】 厚木市金田地内
- 【敷地面積】 約5.5ヘクタール
- 【処理能力】 273t／日
- 【供用開始】 令和7年度（予定）

～施設の概要について～

新施設の稼働に伴い発生する排ガスについては、国や県で定めている基準よりも厳しい自主規制値を設定し、環境負荷の低減を図ります。また、新施設の処理能力273t/日は、今後の人口減少、ごみの減量化及び資源化を考慮し、現在の厚木市環境センターの処理能力（330t/日）より、2割ほど小さくなる計画です。

敷地面積の約5.5ヘクタールにつきましては、敷地の南側にごみ中間処理施設を配置し、北側には構成市町村の災害廃棄物処理計画に基づき、『分別された可燃ごみ』を一時的に仮置きする災害廃棄物一時保管場所を配置し、一体的に管理する計画です。なお、災害廃棄物一時保管場所については、平常時は緑地として活用いたします。

2 都市計画変更の概要

ごみ中間処理施設整備事業に係る都市計画案件について、厚木都市計画ごみ焼却場の変更を行いました。

なお、新施設のごみ中間処理施設の供用開始後、現施設の厚木市環境センターは都市計画を廃止する予定です。

告示日 令和元年10月4日

都市計画の内容

厚木愛甲環境施設組合により整備されるごみ中間処理施設を、新たに都市計画施設として追加しますので、次のとおり都市計画の内容を変更します。

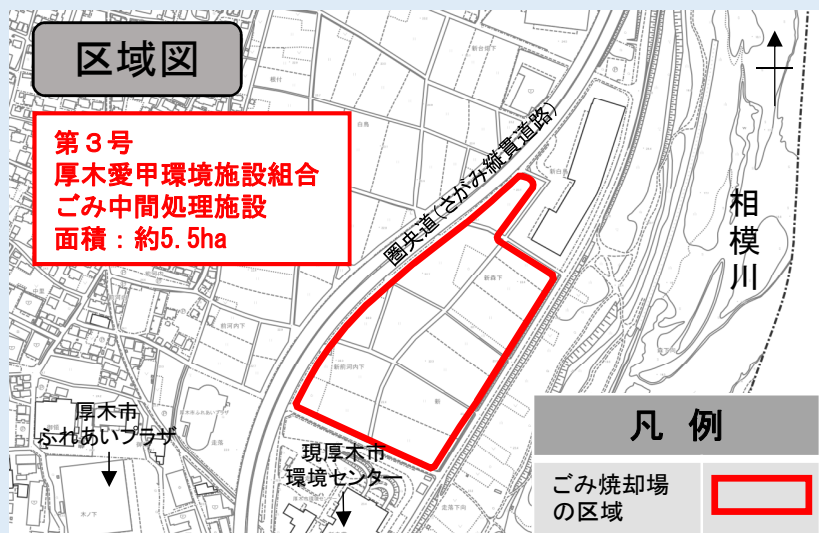
変更前 (都市施設の種類) ごみ焼却場

都市施設の名称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t／日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走 落・字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t／日

変更後 (都市施設の種類) ごみ焼却場

赤字: 変更する内容

都市施設の名称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	厚木市営 廃棄物処理場	厚木市上古沢字寒野 地内	約2.14ha	処理能力 200t／日
2	厚木市環境センター	厚木市金田字新走 落・字新御嶽下	約2.8ha	処理能力 330t／日 新施設供用開始後、現 施設は廃止を行う※1
3	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田字新白鳥、 字新森下、字新前河 内下及び字新	約5.5ha	処理能力 273t／日



※1 第2号厚木市環境センターについては、令和7年度の第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の供用開始後、都市計画を廃止し、表から削除します。
これに伴い、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設については、都市施設の名称を第3号から第2号に変更する予定です。